

保育士の年齢別配置基準の見直しについて

1. 国の動向について

○こども未来戦略方針（令和 5 年 6 月）

- ・保育士の職員配置基準について、1 歳児を 6 対 1 から 5 対 1 へ、4・5 歳児を 30 対 1 から 25 対 1 へと改善する方向性を提示

○令和 6 年度保育関係予算案（令和 5 年 12 月）

- ・ 3 歳児…20 対 1 から 15 対 1 に改善

⇒現行制度下では 15 対 1 に改善した場合に運営費を加算

（川崎市では、市内ほぼ全ての施設が加算対象になっている）

- ・ 4・5 歳児…30 対 1 から 25 対 1 に改善

⇒配置改善した場合に対応する運営費の加算を創設（金額等は未定）

- ・ 1 歳児…令和 7 年度以降に、「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める」との方針を提示（「加速化プラン期間」は、令和 6 年度から令和 8 年度までの予定）

【現行】

歳児	配置基準	加算
0 歳児	3 対 1	
1・2 歳児	6 対 1	
3 歳児	20 対 1	15 対 1 に配置改善した場合に加算 (3 歳児配置改善加算)
4・5 歳児	30 対 1	



【改正後】

歳児	配置基準	加算
0 歳児	3 対 1	
1・2 歳児	6 対 1	
3 歳児	15 対 1	当分の間、3 歳児配置改善加算を継続
4・5 歳児	25 対 1	当分の間、新たな配置改善加算あり (4 歳以上児配置改善加算)

※チーム保育推進加算等を取得している施設については、25 対 1 以上の配置が実現可能となっているものとして、4 歳以上児配置改善加算の適用対象外となる。

※改正後の経過措置として、施設の「保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、当分の間、新基準を適用しなくてもよいものとされている。

2. 本市の対応

○保育士の年齢別配置基準については、児童福祉法第 45 条第 2 項に基づき内閣府令で定める基準に従い、川崎市では『川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』第 47 条第 2 項で規定している。そのため、基準の見直しに関する条例改正が必要となる（注）。

【児童福祉法 第 45 条】※指定都市は、条文中の「都道府県」を読み替えるものとされる

都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

～以下略～

【川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 47 条第 2 項】

保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、1 の保育所につき 2 人を下回ってはならない。

(注) 認可保育所の他、地域型保育事業についても児童福祉法に基づき基準が定められており、認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき基準が定められている。それぞれに基づき条例を策定しているため、『川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例』『川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例』『川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例』についても条例改正が必要となる。

○内閣府令の改正案では、各自治体の条例改正までに 1 年間の猶予期間が設けられているが、本市としては6 月議会での条例改正を予定している。なお、内閣府令の基準は、基本的には各自治体が従うべき基準であり、実質的には改正に関する裁量の余地が認められないため、パブリックコメント手続は行わない。

3. 今後について

○前述したとおり、国は、1 歳児の年齢別配置基準の見直し（6 対 1 → 5 対 1）を令和 7 年度以降に行う方針を示しているため、その際には、改めて同様の条例改正を行う必要がある。

⇒本市としては、国基準を超えて必要となる職員配置に対して従来から市加算額を支給してきたが、国の職員配置基準の見直しによって、市加配保育士まで配置した施設の現行の職員体制が維持されるのであれば、保育士確保に伴う負担を施設や事業者へ課してまで、更に追加で職員配置を求める必要性は薄いものと考えている。そのため、令和 6 年度については、基準見直しが施設の職員配置に与える影響が限定的であることから、市の現行制度を維持するものとする。

⇒令和 7 年度以降、今後 1 歳児の配置基準見直しが行われる際には、市独自の加算制度について、各施設における保育の質の維持や、保育士確保に係る事業者の負担等、国基準見直しに伴う影響や課題を総合的に勘案しつつ、他都市の動向等も踏まえながら、慎重に対応を検討していくものとする。